11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

# 仕様基準・品質保証の範囲

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

## 一　この条項は何をしているのか

### 1　何をもって「品質を満たす」とするか

契約で品質を決めていない場合、民法は、種類物については、法律行為の性質や当事者の意思によって品質を定めることができないときは、中等の品質を有する物を給付しなければならないとしています（注1）。特定物については、契約や取引上の社会通念に照らして引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、その時の現状で引き渡すことになります（注2）。

契約書で品質を定めれば、それが基準になります。引き渡された目的物が種類・品質・数量に関して「契約の内容に適合しない」ときは、買主は履行の追完を請求できます（注3）。この「契約の内容」は、契約書の記載だけでなく、契約の性質、目的、締結に至る経緯その他一切の事情に基づき、取引通念を考慮して判断されます（注4）。後で「契約の内容」をめぐる争いが生じないよう、契約書の記載そのものから一義的に理解できるようにしておくことが望ましいといえます（注4）。

### 2　仕様書が責任の範囲を決める

仕様書は、目的物の形状や性能を端的に示した書面で、当事者間で目的物を特定するために極めて重要です。実際の取引ではさまざまな表題で作られるので、表題にとらわれず、目的物の形状・性能等を示す書類の一切を含めるように規定する必要があります（注5）。

契約不適合の範囲を仕様書との不一致に限定する定義規定の書き方は、別稿「契約不適合責任の全体像」で扱いました。本稿は、売買の基本契約で、仕様の基準と品質保証の範囲をどう書くかを扱います。

## 二　よくある条項例

### 1　仕様書適合の保証

取引基本契約の雛形は、仕様基準を次のように定めています（甲は買主、乙は売主です）。

> 1　商品の仕様基準は、次の各号に準拠していなければならない。
> (1)　図面、仕様書、規格、標準、各種資料及びこれらに準ずる書類で甲が作成し、乙に貸与したもの
> (2)　図面及び仕様書で乙が作成し、甲が受領したもの
> (3)　JIS等の公に定められた規格　ただし、公に定められた規格と(1)又は(2)の書類との間に不一致がある場合は、(1)及び(2)の書類が優先する。
> (4)　法令又は条例に定められた基準
> (5)　前各号のほか、甲乙が協議の上定めた基準
> 2　乙は、商品が前項に定める仕様に合致しており、かつ甲の満足する品質及び性能を備えることを保証する。（注6）

第1項は、どの書類が仕様の基準になるかを列挙し、公の規格と当事者の図面・仕様書が食い違ったときの優先関係まで決めています。

### 2　用途適合性の保証（買主の要求を満たす）

雛形の第2項は、仕様への合致に加えて「甲の満足する品質及び性能」を保証させています。同じ発想の条項例として、「仕様書に合致し、乙（買主）の要求を満たす製品であることを保証する」というものがあります（注7）。「満たす製品」と規定することで、保証の対象となる範囲が広がります。買主が仕様の決定にあたって事前に十分な専門的チェックを行うことが難しい場合は、念のためこの規定を設けることが望ましいといえます（注8）。

### 3　品質保証体制と製造過程

雛形は、売主に商品の全生産工程にわたる品質保証体制の確立・整備を義務づけ、買主が必要と認めるときは売主の施設で品質管理状況を調査できるとし、仕様基準・品質に影響を与える原材料や工程の変更には買主の事前の同意を要するとしています（注9）。

## 三　問題点

### 1　仕様書がない、古い

当事者間でいったん特定した仕様でも、製造の過程やその前の段階で変更を余儀なくされることがあります。

口頭やメールのやりとりで仕様変更が協議されていた場合でも、最終的な仕様変更の内容について疑義が生じることが少なくないので、変更は当事者双方の記名押印のある書面で行う旨を規定することが重要です（注5）。仕様変更で当初の納期を守るのが難しくなる場合に備えて、納期の変更についても規定しておくべきです（注5）。

### 2 「満足する品質」「要求を満たす」の意味が分からない

売主にとって、「買主の満足する品質・性能」といった漠然とした定めは、義務の範囲が広がりすぎるおそれがあります。売主としても、より具体的な定めを設けておくべきです（注10）。買主の主観的な不満が、そのまま品質保証の違反の主張になり得るからです（注8）。

**「仕様どおりに作った」と「買主が求めた用途に使える」は、同じではありません。**売主は仕様への合致にとどめたい、買主は用途への適合まで求めたい、という対立が、品質保証条項の交渉の中心になります。

### 3　保証期間と、契約不適合の通知期間の関係

品質保証や契約不適合責任の条項で、「引渡しから6か月以内に限り請求することができる」のように請求の期間を定める例はよく見られます。しかし、この期間が、不適合を知った時から1年以内に通知する期間（民法566条）を短縮・伸長したものなのか、時効期間を限定したものなのかは、必ずしも明らかではありません（注11）。請求期間が短く、不適合の有無に争いがある場合には、この期間の意味が問題になるリスクが高まります（注11）。通知期間の設計は、別稿「通知期間の設計」が扱います。

また、継続的な売買では、保証期間が過ぎた後も、不適合について何らかの措置を求められることが実際には多くあります。保証期間経過後の補修や代品の提供は有償を原則として、その措置をとる期間を限定するといった規定を設けておくことがあります（注12）。

## 四　改善例

### 1　準拠すべき仕様書を特定する

買主の立場では、仕様を示す書面をできる限り特定して規定します。たとえば『乙の承認を得た仕様書、設計図面、部品規格書面その他目的物の仕様を示す一切の書類（以下「仕様書等」という。）』とする例があります（注13）。売主の立場では、「甲乙間で確定した仕様書その他付随書類」として、双方が確定させたものに限ります（注13）。

### 2　仕様変更は書面で、納期とあわせて決める

> 2　仕様書等を変更する場合は、甲乙の記名押印のある仕様変更書によらなければならない。
> 3　仕様書等の変更により、第〇条（納入）に定める納期に納入することが困難となった場合、甲は乙との協議により納期を変更することができる。（注14）

（甲は売主、乙は買主です。売主側の変更例）

### 3　保証の範囲を、立場に応じて書き分ける

売主の立場では、「乙の要求を満たす」の部分を削り、定められた使用方法を守る場合に限って仕様書への合致を保証する形にします。

> 甲は、乙へ納入する本件商品について、定められた使用方法を遵守する場合に限り、その規格、形状、品質、機能等が仕様書に合致する製品であることを保証する。ただし、甲の責に帰すことができない事由がある場合はこの限りでない。（注15）

（甲は売主、乙は買主です）

使用方法の限定は、「換気、除湿に努めるなどの適正な使用を行う限りにおいて」「甲指定のソフトウェアを用いる場合に限り」など、目的物の特性に応じた具体的な記載にすることも考えられます（注16）。

買主の立場では、最終製品が仕様書に合致することだけでなく、製造工程や材質管理などの「過程」にも着目して、品質保持基準・製造工程表・材質管理表の作成と交付、製造現場への立入調査を定めることが考えられます（注16）。

## 五　書き分けの分岐：売主は仕様適合、買主は用途適合

| 論点 | 売主側 | 買主側 |
|---|---|---|
| 保証の対象 | 仕様書への合致に限る。「満足する」「要求を満たす」は削る | 仕様書への合致に加え、要求・用途を満たすことを保証させる |
| 仕様書の範囲 | 双方が確定させた仕様書に限る | 自社が承認した仕様を示す一切の書類を含める |
| 例外 | 定められた使用方法を守る場合に限る。売主の責めに帰すことができない事由を除く | 製造過程の基準と立入調査を定める |
| 保証期間後 | 有償対応を原則とし、期間を限る | 故意・重過失による不適合は無償対応とする |

（注17）

**品質保証条項の交渉は、仕様書の外にある「買主の期待」を、どこまで売主の責任に取り込むかの交渉です。**

**本稿で扱わなかったこと**

契約不適合責任の効果（追完・代金減額・損害賠償・解除）と、契約不適合を仕様書との不一致に限定する定義規定は、別稿「契約不適合責任の全体像」が扱います。仕様書と契約書本文の優先順位は、別稿「契約書・別紙・仕様書・発注書の優先順位条項」が扱います。

**参考文献等**

（注1）民法401条1項
（注2）民法483条
（注3）民法562条1項
（注4）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）42頁
（注5）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）130頁
（注6）前掲注4・24頁（雛形第6条1項・2項）
（注7）前掲注5・131頁の条項例
（注8）前掲注5・132頁
（注9）前掲注4・25頁（雛形第6条3項～5項）
（注10）前掲注4・58頁
（注11）前掲注4・49～50頁
（注12）前掲注5・146～147頁
（注13）前掲注5・129～130頁
（注14）前掲注5・129頁の売主側変更例
（注15）前掲注5・131頁の売主側変更例
（注16）前掲注5・131～133頁
（注17）前掲注5・129～133頁・146～147頁

**ウェブ版**　https://prospire-law.com/contract-knowledge/shiyo-kijun-hinshitsu-hosho/
**引用表記例**　プロスパイア法律事務所「仕様基準・品質保証の範囲」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。